

提出議案に関する説明会・豚コレラに関する説明会

1 会議の日時	平成30年12月5日(水)	開 会 午後 1時00分 閉 会 午後 2時39分
2 会議の場所	議会西棟第1会議室	
3 出席者	議 員	別紙のとおり
	執 行 部	別紙のとおり
4 事務局職員	事務局長 佐々木 信英 議事調査課長 籠橋 智基 他関係職員	

## 5 議事録(要点筆記)

### 提出議案に関する説明会

#### ○議会事務局長

ただ今から、提出議案に関する説明会を開催する。はじめに議長からご挨拶申し上げます。

#### ○議長

(あいさつ)

#### ○議会事務局長

以後の進行を副議長に願います。

#### ○副議長

質疑は後ほど一括して願います。それでは執行部の説明を求めます。

#### ○総務部長

議員の皆様方には、日頃から県政推進についてご指導、ご鞭撻を賜り、感謝申し上げますとともに、本日は、提出議案を説明する機会を設けていただき、感謝申し上げます。

昨日、知事から説明させていただいたとおり、予算関係6件、条例その他が15件、合計21件の議案を提出させていただきました。

これらの議案について、順次説明させていただくのでよろしくお願いいたします。

(関係部次長等が資料に基づき議案の概要を説明)

#### ○議員

資料2の2頁、一般会計補正予算の歳入のうち、諸収入の内容について詳しく教えてほしい。

#### ○財政課長

社会保障関係経費については、前年度、特に年度末に係る負担金を概算で市町村に交付しているが、基本的には多めに配分し、翌年度清算する方法をとっている。今回の補正は、前年度の清算金を受け取るものであるが、大部分を占めるのは介護給付費の分である。

#### ○議員

資料3の5頁、県立高等学校への空調設備の整備について、来年の夏までにエアコンの設置を検討しているのは、県だけでなく市町村も同様と思われる。来年6月を工事完了の目途とされているが、工事の進捗に問題はないか。

#### ○教育財務課長

ご心配はもっともであるが、設備業界の方に確認したところ、4月から6月は比較的空きがある時期と聞いている。また、債務負担行為の設定により、1月頃に契約をした後、準備期間をおいて、3月から6月までの土日や、5月の連休を利用して整備を行えば、整備を終えることが可能と回答いただいております。何とか間に合うものと考えている。

#### ○議員

資料3の1頁、県図書館・県美術館の地上駐車場の整備について、この辺りは緑地を計画的にとっている地域だが、駐車場は一面アスファルトにするのか。駐車場の全体像がどうなっているか教えていた

だきたい。

○文化伝承課長

植栽する箇所も一部あるが、88台分の駐車場の確保にあたり、基本的には一面アスファルトで舗装することになる。

○議員

この地域は交通量が多く、また、気温も非常に高くなるため、一面アスファルト舗装ではなく、最近では車を停める部分を緑地にする公共施設も増えてきていることを踏まえ、緑地を検討していただくことを要望として申し上げる。

また、議第134号の土地の無償貸付けについて、PFI的手法をとった場合、企業が事業破綻した際にどうするのかといった問題が全国的にあるが、そのあたりはどのような契約にしているのか。

○装備施設課長

今回の事業は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、最優秀提案者として選定した業者については、借入金がなく自社資金で運営するという点を高く評価しており、借入金に対する負債がないということで、健全な事業運営を期待している。

○議員

民間企業が利益を出すためには、家賃を高くする必要があると思うが、そのあたりの整理はできているのか。

○装備施設課長

家賃については、4万9千円に設定している。なお、設定にあたっては、岐阜地区にある一般的な同規模のアパートと同等の金額としているが、民間のアパートを借りた場合と同様、住居手当を支給することとしており、自己負担の軽減を見込んでいる。

○議員

30年間貸し付けた後、宿舍建物を県へ無償譲渡することになっているが、30年経過後、様々な改修が必要になると思う。そのあたりの負担はどのように考えているのか。

○装備施設課長

30年の間に様々な不具合が生じることも想定されるため、1度は大規模なりフォームをしていただくことのほか、細やかな修繕をしていただくことを要求水準に盛り込み、30年経過以降にできるだけ県の負担で修繕を行う必要がないような契約としている。

○議員

岐阜県で初めて行う手法であり、また、契約内容もわからないまま土地の無償貸付けの議案だけを示されても判断しかねるため、契約内容がわかる資料を提供いただきたい。

○議員

資料3の5頁、県立高校への空調設備の整備について、国からの補助メニューはないのか。

○教育財務課長

県立高校については補助がないため、県費での対応となる。

○議員

県立高校では、P T Aや同窓会の負担で空調設備を整備してきており、県としてはこれまで県立高校への空調設備の整備は行わないという方針であったと思うが、資料に記載の県立高校の空調整備率73.0%というのは、県が整備した分に限らず、現在の整備状況を示した割合ということか。

○教育財務課長

その通りである。

○議員

近々に整備した高校と、以前から整備している高校があり、それぞれP T Aが負担していると思うが、その対応はどのように考えているのか。

○教育財務課長

今後、県が整備する方針になることから、当初予算編成の中で、P T Aの方々に負担がないように進めるにはどうしたら良いか、現在検討しているところである。

○副教育長

これまで、空調設備については、快適な学習環境の確保という捉え方をしており、体調管理が難しい児童・生徒が在学する、特別支援学校における整備を優先的に進めてきたが、今夏の猛暑を踏まえ、安全な学習環境を確保するため、県としてしっかり整備していくという考え方のもと、今回の補正をお願いしている。また、生徒のために快適な学習環境をとということで、P T Aの方々にご尽力いただいたが、安全な学習環境の確保という観点で県が整備していく方針に舵を切ることから、今後の維持管理費については県で対応していくとの考え方で、P T Aの方々と話を進めている。また、近々に整備されたものについても、県で責任を持って管理していく方向で、具体的な調整を図っているところである。

○議員

県内でも、北の山間部と岐阜市や大垣市の都市部では、かなりの温度差があるが、整備は一律に進めていくのか。

○副教育長

今年の夏でいえば、飛騨神岡高校においても、校長からは、気温は高いと伺っており、県全域で気温は非常に高くなっている状況と認識している。全ての県立高校の普通教室において、生徒が安心して学習できる環境を整えていくため、今回補正をお願いしているところである。

○議員

岐阜県では、空調を使用する基準を28度に設定しているが、空調の運用は学校任せにするのか、それとも県の方で管理するのか。

○教育財務課長

学校ごとにバラバラの運用とならないよう、各学校の指針となるものを示していきたい。

○議員

資料3の4頁、被災農業者の早期営農再開に向けた支援について、被災農業者向け経営体育成支援事業の上乗せ補助を行わない市町村もあるのか。

○農業経営課長

台風 21 号でいえば、38 市町村が被害報告を出しており、今のところ、そのうち 32 市町村で国事業を行うと聞いている。

○議員

上乗せ補助を行う予定がない市町村について、後で教えていただきたい。

○議員

資料 3 の 5 頁について、県立高校の空調設備の維持管理費とは、電気代などを含むということか。

○教育財務課長

電気代や修繕等を含めた維持管理費全般を考えている。

○議員

資料 3 の 3 頁、岐阜大学等と連携した航空宇宙分野の新たな人材育成について、工業系の高校をからめて事業を行うといった計画はあるのか。

○航空宇宙産業課長

岐阜大学を拠点に行うことから、教育対象のメインは大学生と大学院生となるが、もう一つの柱として、外に開かれたカリキュラムを行うこととしている。現役の企業技術者や、それ以外にも門戸を開き、その中で工業系の高校とも連携していくことになる。

○議員

大学生よりさらに若い年代にも興味を持ってもらうことも大事であり、門戸を開くだけでなく、積極的に航空宇宙分野の教育や実習が受けられる環境もつくっていただくことを要望として申し上げる。

議第 138 号、ぎふ清流文化プラザの指定管理者について、資料中、指定管理者となる団体名の下に、現在の指定管理者として、共同体の記載があるが、今回、指定管理者が替わるということか。それとも、共同体の構成員と共に管理をしていくということか。

○文化創造課長

現在は、ぎふ清流文化プラザ管理運営共同体ということで、2 社が指定管理を請け負っているが、平成 31 年 4 月 1 日以降は、共同体に替わって、岐阜県教育文化財団が特定者指名により指定管理者となる。

○議員

議第 134 号、土地の無償貸付けに関して、民間資金を活用して警察職員宿舎を整備し、及び管理するためとあるが、そのあたりを詳しく教えてほしい。

○装備施設課長

プロポーザル方式で決定した業者が、PFI 的手法により単身用の警察職員宿舎を 2 棟建設し、その建物を 30 年間運営するために、県の土地を無償で貸し付けるものである。

○議員

プロポーザルに応募してきた業者はどれだけあったか。

○装備施設課長

2 社から応募があった。

○議員

プロポーザルで選定した業者の決め手は何か。

○装備施設課長

決定的な選定理由は、自己資金で運営できるという点である。

○議員

自己資金とはどういう意味か。

○装備施設課長

選定した業者は本業務の実施にあたり、借入れをすることなく、自己資金のみで行うという意味合いである。

○議員

この建物の建設にあたって借入がなくても、他の事業等でお金を借りることは会社ではよくあることだが、そのあたりは検討したのか。

○装備施設課長

税理士の方も選定委員に入っており、会社の決算報告を出していただき、経理状況も確認している。

○副議長

他にないか。

(なしの声)

○副議長

これをもって質疑を終結する。

これをもって提出議案に関する説明会を終了する。

**豚コレラに関する説明会**

○副議長

これより、豚コレラに関する説明会を開催する。

質疑は後ほど一括してお願いする。それでは執行部の説明を求める。

(農政部次長が資料に基づき説明)

○議員

非常に残念なことである。自分は美濃加茂市であるが、今日はあの周りには、ヘリコプターが飛んでおり、新聞記者が大勢詰めかけていた。今回は県の施設であるが、岐阜市畜産センターの事案の反省が活かされていない。1つ指摘させていただくが、岐阜市畜産センターの防御体制を見ると、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、コンパネ等々、何重にも手を打っているのに豚コレラが発生した。しかし、畜産研究所は、ワイヤーメッシュのみである。また、畜産センターは、公園という性格から、大勢の方がみえていた訳であるが、畜産研究所も隣には前平公園という公園がある。野球やサッカーなど、いろいろな形で市民が利用しているにも関わらず、研究所に危機感がない。畜産センターの関係では、県が随分指導していたと思うが、県の施設に関しては、全く指導されていないと思う。その点について、本当に指導したのか、教えてほしい。

○畜産課長

岐阜市への対応と比べると足りないのではないかというご指摘であるが、畜産センターには、ワイヤーメッシュの他、電気柵やコンパネといった対策がなされていたとの指摘があったが、それは、ワイヤーメッシュが入っていない部分をコンパネで代用していたということである。畜産研究所については、全てをワイヤーメッシュで囲っており、この点は違っていると思う。また、職員の危機意識も非常に高く、資料にもあるが、長靴を併用しない等、徹底されている。畜産センターとは全く異なり、非常に高い意識で防疫対策を行っていたと認識している。

#### ○議員

それは言い訳に過ぎない。実際に起きてしまっている。岐阜市の公園の反省が活かされていない。そうでなければ、指導する側の県の施設で豚コレラが発生する訳がない。岐阜市畜産センターで発生した際、知事は「振り出しに戻った」と言ったが、振り出しどころの騒ぎではなく、拡大の一途である。もう少し、起きてしまったということに対して、謙虚であるべきと思う。

#### ○農政部次長

先ほど課長から説明したのは、一つの例である。電気柵は万能ではないが、県として取り組んだのは、すぐに取り組める対策として、電気柵をすべての農場に貸与するというものであった。物理的に張れるところは張るということであるが、例えば、飛騨地方のように雪があるところでは、電気柵は機能が十分発揮できないほか、草がたくさん生えている場合も、機能を十分に発揮できないため、草刈りをする必要があるなど、そういった意味では、電気柵は万能なものではない。そうした中で、次の手段として、多少設置に費用も時間もかかるが、ワイヤーメッシュを県として進めているところである。先ほどの説明は、畜産研究所では、9月末からワイヤーメッシュを設置し、イノシシ対策としては、一気にその段階まで行ったということをお願いしたかったものと思う。しかしながら、ご指摘いただいたように、畜産研究所という中心機関において、結果として豚コレラが発生してしまったということは、本当に申し訳ないと思っている。現在、国の疫学調査チームが来ており、どういった原因で感染に至ったのか、防疫対策のどの部分が足りなかったのか、そういったところを調べていただいている。県職員も同行しているので、そういったことを真摯に受け止め、他の県内農場における今後の更なる防疫対策にどのように役立てていくのかということに取り組んでいこうと思っているので、ご理解いただきたい。

#### ○議員

そもそも、豚からイノシシ、イノシシからイノシシに感染するのは、空気伝染ではなく、接触感染である。したがって、ワイヤーメッシュが1枚あっても、接触可能ではないか。二重になっていれば、豚とイノシシは接触しないと思うが、メッシュ柵1枚では接触するのではないか。

#### ○農政課農業研究企画監

本部員会議資料の1頁に、ワイヤーメッシュを設置した線が描かれた図があるが、ワイヤーメッシュを張ったのは、敷地の境界線のところであり、外側を一周囲っている。したがって、敷地内には一切イノシシは入れないということになる。ワイヤーメッシュを張って以降、職員は必ず毎週全長1キロの外周を見回り、イノシシが侵入した形跡がないか確認している。その結果、イノシシが入った形跡は一切なく、9月30日以降、イノシシが敷地内に入ったとは考えられない。したがって、豚舎の中にいる豚にイノシシが接触した可能性はないと考えている。ちなみに見回りにおいて、獣道なども確認している

が、以前からこの地区にはイノシシがいないと聞いている。

○議員

接触してから豚コレラにかかるまで、どれくらいかかるのか。

○畜産課家畜防疫対策監

急性の場合と慢性の場合がある旨、以前にも説明させていただいたが、潜伏期間としては、概ね最長3週間程度と考えている。

○議員

今回の畜産研究所のケースは、イノシシから感染したとは考えられないという話であったが、そうであれば、別のルートで感染したと考えているのか。

○農政部次長

現時点では、感染ルートに関しては明確なことは分かっていない。国の疫学調査チームとともに究明していきたいと考えている。

○議員

畜産研究所のケースについて、経緯をお聞きしたい。体調が悪くなった豚が見つかったから、陽性反応が出るまで、半月以上経過しているが、PCR検査のタイミングというのは、どういうものなのか教えてほしい。

○農政部次長

一般的に、豚コレラに感染しているかどうかは、実際に豚を見て、食欲不振の有無や、体温がどれくらいかなど、いろいろな要素を踏まえたうえで、感染した疑いがないかを診ていくこととなる。そうした中で、疑いありとなれば、家畜保健衛生所が立ち入り、検査を行うこととなる。判断する要素はいくつかあるが、今回、結果的に11月16日の食欲不振という症状が繋がっている可能性はある。しかし、本当に申し訳ないが、食欲不振という症状で、すぐに検査ということにはなかなかならないのが現状である。

○畜産課家畜防疫対策監

今回、1頭の豚が、調子がよかったり悪かったりを繰り返した時期があった。熱もなかったため、様子を見ていたが、12月3日に、調子の悪い豚が2頭から4頭になったところで、「やはり何かある」ということになり、検査依頼があり、そのタイミングでPCR検査を行ったという経緯である。

○議員

PCR検査について、通常であればそういったことかもしれないが、こういった状況の中で、最初の発生の時も、初動がまずかった訳であるが、もう少し早く判明したらよかったのと思う。もう一点伺うが、岐阜市畜産センターのケースについて、検証では、対応についてスピード感に欠けていたとされている。検証の6頁では、9月17日に現場を見て、柵が必要だと指導がなされたものの、柵が届いたのは9月20日とのことである。その時に設置したということであるが、現場で話を伺うと、翌日の9月18日には、資材が届いていたとのことである。設置するまでに2日間ということ、本来はすぐに設置するべきと思うが、この日付の確認と、なぜ2日間も放置されていたのかということが疑問で仕方ない。その点については押さえているのか。



#### ○農政部課長

いろいろな検証をしているが、岐阜市の対応は全般的に遅れている。ご指摘の件のほか、例えば、長靴についても、9月16日に指示をしたが、実際に設置したのは9月26日と、10日くらいかかっている。ご指摘の点も含め、なぜこれほどの時間を要したのかは分からない。現在、岐阜市の検証チームが丁寧に整理しているので、それを待ちたいと考えている。もちろん、この事実関係については、県も市と一緒に確認させていただいている。

#### ○議員

電気柵の貸与は県が行っているので、9月18日なのか20日なのかはもう一度確認いただきたい。最後であるが、全体を見たときに、イノシシは東だけでなく、西にも北にも山があるところにはいる訳であるが、西や北では陰性なのに、なぜ東ばかりで陽性が出ているのかが疑問である。西と北では、何か決定的な取り組みがあるのか、分析しているのであれば教えていただきたい。

#### ○農村振興課鳥獣害対策室長

岐阜市の椿洞や大洞あたりから豚コレラの発生が始まったが、発生後、早い段階から、岐阜県の山塊の形からして、イノシシが逃げていき、感染が拡大する可能性がある箇所をチェックし、そのうえで、必要な箇所については、柵の設置状況などを確認していた。椿洞地域については、西側に対して農家の方がもともと張られていた柵があり、さらに空白の箇所に柵を張るなどの措置をしたところであるが、それが効いていると思っている。八百津町や可児市で発生するといったダイナミックな動きに対しても、本当に止められているかは分からないが、そのつもりで取り組んでいる。大洞については、各務原市で発生し、山を越える形で関市でも発生してしまっているが、さらなる北上を防ぐため、248号バイパスや津保川において草刈を行ったほか、248号のアンダーパスについても、地元の詳細を得て、ワイヤーメッシュを張るなどの措置を行ってはいるが、完全に防ぎきれていない。そういった意味では、総括すると、完璧な対策を行っている訳ではないが、そこから北に入っていないことを踏まえると、果たしてどうなのかという程度の分析しかできない。

#### ○議員

電気柵は有効であり、イノシシは寄ってこない。それにも関わらず、なぜ柵を設置しなかったのか。今さら遅いが、二重に柵を設置している方もいる。返答は求めないが、慢心していたのではないか。もう一点、豚とイノシシの直接接触はないと思われるとの説明があったが、そうであれば、媒体となったのは、人間か他の動物かのいずれかである。人間の可能性が高いと思うが、試験場の辺りは野ネズミの巣であり、野ネズミが媒体となった可能性もある。また、イノシシと同じような獣道を使うキツネも媒体になる可能性はないのか。さらには、カラスは死んだイノシシを突きにくる。自分としてはこれだけまん延した以上、いちいち家畜保健所に持っていく必要はなく、そのまま埋めれば良いので、カラスやキツネの捕獲といった、次の手を考えていく必要もあると思う。絶対にイノシシと接触していないということではなく、畜産センターのケースも人間が媒体となっていたようであるが、やはり感染が拡大すると大変なことになるので、駆除は禁止されているが、カラスやキツネに限ってでも、とにかく獵を行い、数を減らしていただきたい。今、考えられることは、そういう手立てしかない。原因が分からない以上、可能性があることは全部試してみるということもそろそろ考えなくてはならない。イノシシは山

の中で死んでいるケースもあり、それをキツネやカラスが突いている。キツネとイノシシは獣道が一緒であり、キツネが肉片をつまんで歩いたらすぐにイノシシに感染すると言われている。したがって、あらゆる手を打っていただきたい。

○副議長

これをもって、質疑を終結する。

これをもって、提出議案等に関する説明会を終了する。

月 日		平成30年12月5日(水)		
議 員 名	所 属	提出議案説明会	豚コレラに関する説明会	
足立勝利	農林	出席		出席
伊藤英生	農林	出席		出席
伊藤秀光	土木	出席		出席
伊藤正博	企画	出席		出席
岩井豊太郎	企画	出席		出席
太田維久	教警	出席		出席
小川恒雄	教警	出席		出席
小原尚	企画	出席		出席
恩田佳幸	総務	出席		出席
加藤大博	厚生	出席		出席
川上哲也	土木	出席		出席
国枝慎太郎	企画	出席		出席
駒田誠	厚生	出席		出席
酒向薫	総務	出席		出席
佐藤武彦	土木	出席		出席
篠田徹	厚生	出席		出席
澄川寿之	企画	出席		出席
高木貴之行	総務	出席		出席
高殿尚	農林	出席		出席
田中勝士	企画	出席		出席
玉田和浩	農林	出席		出席
中川裕子	企画	出席		出席
長屋光征	教警			
布俣正也	教警	出席		出席
猫田孝	総務	出席		出席
野島征夫	農林	出席		出席
野村美穂	厚生	出席		出席
早川捷也	土木			
尾藤義昭	厚生	出席		出席
平岩正光	企画	出席		出席
広瀬修	総務	出席		出席
藤墳守	教警	出席		出席
牧村範康	教警	出席		出席
松岡正人	総務	出席		出席
松村多美夫	教警	出席		出席
水野正敏	教警	出席		出席
水野吉近	厚生	出席		出席
村下貴夫	総務	出席		出席
森正弘	総務	出席		出席
矢島成剛	土木	出席		出席
山田実三	厚生	出席		出席
山田優	農林	出席		出席
山本勝敏子	厚生	出席		出席
若井敦子	土木	出席		出席
脇坂洋二	農林	出席		出席
渡辺嘉山	土木	出席		出席

平成30年第5回 提出議案に関する説明会配席図

平成30年12月5日(水) 13:00~  
議会西棟 3階 第1会議室

砂防課長	河川課長																		財政課
------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

道路維持課長	道路建設課長	環境企画課長	新産業・ エネルギー 振興課長	治山課長	農地整備課長	都市公園課長	住宅課長	水資源課長	下水道課長	国民健康保険課長	市町村課長	県庁舎建設課長	管財課長	財政課管理調整監
--------	--------	--------	-----------------------	------	--------	--------	------	-------	-------	----------	-------	---------	------	----------

文化創造課長	文化伝承課長	商業・金融課長	航空宇宙産業課長	労働雇用課長	農業経営課長	畜産課長	教育財務課長	公共建築課長	水道企業課長	都市整備課長	警察本部 装備施設課長	障害福祉課長	地域スポーツ課長	人事課長
--------	--------	---------	----------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	----------------	--------	----------	------

	環境生活部次長	商工労働部次長	農政部次長	副教育長	総務部長	総務部次長	法務・情報公開課長	財政課長
--	---------	---------	-------	------	------	-------	-----------	------

議 員 席

議長  
副議長  
議会事務局長

